

（趣旨）

第 1 条 この要領は、多賀城市地域福祉計画等策定委員会設置要綱（令和 2 年多賀城市告示第 68 号、以下「要綱」という。）に基づき設置する多賀城市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（会議の招集等）

第 2 条 委員長が委員会の会議を招集するときは、会議の 7 日前までに、会議の開催日時、開催場所及び議題を委員に通知するものとする。

（書面による会議）

第 3 条 委員長は、感染症の拡大等やむを得ない理由により対面による会議の開催が困難であると判断するときは、要綱第 2 条各号に規定する事項について、書面による会議を開催することができる。

2 前項に規定する書面による会議は、過半数の委員から意見等を記載した書面が委員長に提出された場合に成立するものとする。

3 委員長は、前項に規定する意見等のとりまとめを行った場合は、書面によりその内容を委員に報告するものとする。

（会議の公開）

第 4 条 会議（書面による会議を除く。この条及び次条において同じ。）は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

(1) 多賀城市情報公開条例（平成 10 年条例第 22 号。以下「条例」という。）第 7 条各号に掲げる情報を取り扱う場合

(2) その他会議を公開することにより公正かつ円滑な検討に支障が生じ、会議の目的が達成できないと委員長が判断する場合

2 会議の開催については、開催予定日の 7 日前までに、開催日時、開催場所、議題等を市のホームページ等に掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

（会議の傍聴）

第 5 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議開催場所で自己の住所、氏名及び年令を傍聴人受付簿（様式第 1 号）に記入させるものとする。定員は、5 人以内とし、申込の先着順とする。ただし、感染症の拡大等の恐れがあるときや円滑な会議運営に支障が生じると判断される場合は、会議の傍聴を認めないものとする。

（会議録の作成）

第 6 条 委員長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 出席した委員及び欠席した委員の氏名

(3) 会議の内容

(4) 会議の傍聴及び会議録の公開に関する事項

(5) その他会議において必要と認めた事項

（会議録の公開）

第 7 条 会議録は、次に掲げる事項を除き、公開とする。

(1) 発言した委員の氏名

- (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると認める事項
- (3) 条例第7条各号に掲げる情報が含まれる事項
- (4) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる事項

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年8月19日から施行する。  
(この要領の失効)
- 2 この要領は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号

傍聴人受付簿

受付番号	住所	氏名	年令	備考

